

長介第 1351 号
長寿第 1399 号
令和 7 年 3 月 5 日

地域密着型サービス事業所管理者 様
第 1 号訪問事業所及び第 1 号通所事業所管理者 様

長岡市福祉保健部
介護保険課長
長寿はつらつ課長

老人福祉法に係る届出について（通知）

日頃から、本市の介護保険事業に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 1 月 27 日付け高齢第 1413 号「老人福祉法の一部事務の権限移譲に伴う事務手続きの変更について（通知）」（新潟県高齢福祉保健課発出）において、新潟県から長岡市への老人福祉法の一部事務の移譲についてお知らせしたところです。

つきましては、令和 7 年 4 月 1 日からの老人福祉法に係る届出については下記のとおり変更になりますので、御留意くださるようお願いいたします。

記

1 老人福祉法に係る届出について

別紙 1～別紙 3 のとおり

2 届出先等の変更日

令和 7 年 4 月 1 日以降の届出から

3 その他

本市では、令和 7 年 1 月から介護保険事業者の指定申請等について国電子申請届出システムによる申請等を開始しており、老人福祉法の届出についても同様となります。なお、準備期間等を要する事業所は、当面の間、これまでどおりの提出方法（メール、郵送、窓口持参）による届出も可能としますので、下記担当宛てに提出くださるようお願いいたします。

（地域密着型サービス）

担 当 : 介護保険課介護事業推進係

電 話 : 0258-39-2245 (直通) E-mail : kaigo@city.nagaoka.lg.jp

（第 1 号訪問事業・第 1 号通所事業）

担 当 : 長寿はつらつ課

電 話 : 0258-39-2268 (直通) E-mail : hatsuratsu@city.nagaoka.lg.jp